

■自立支援協議会について

○設置根拠

障害者総合支援法 第89条3項  
上越市自立支援協議会設置要綱 第1条

○審議内容

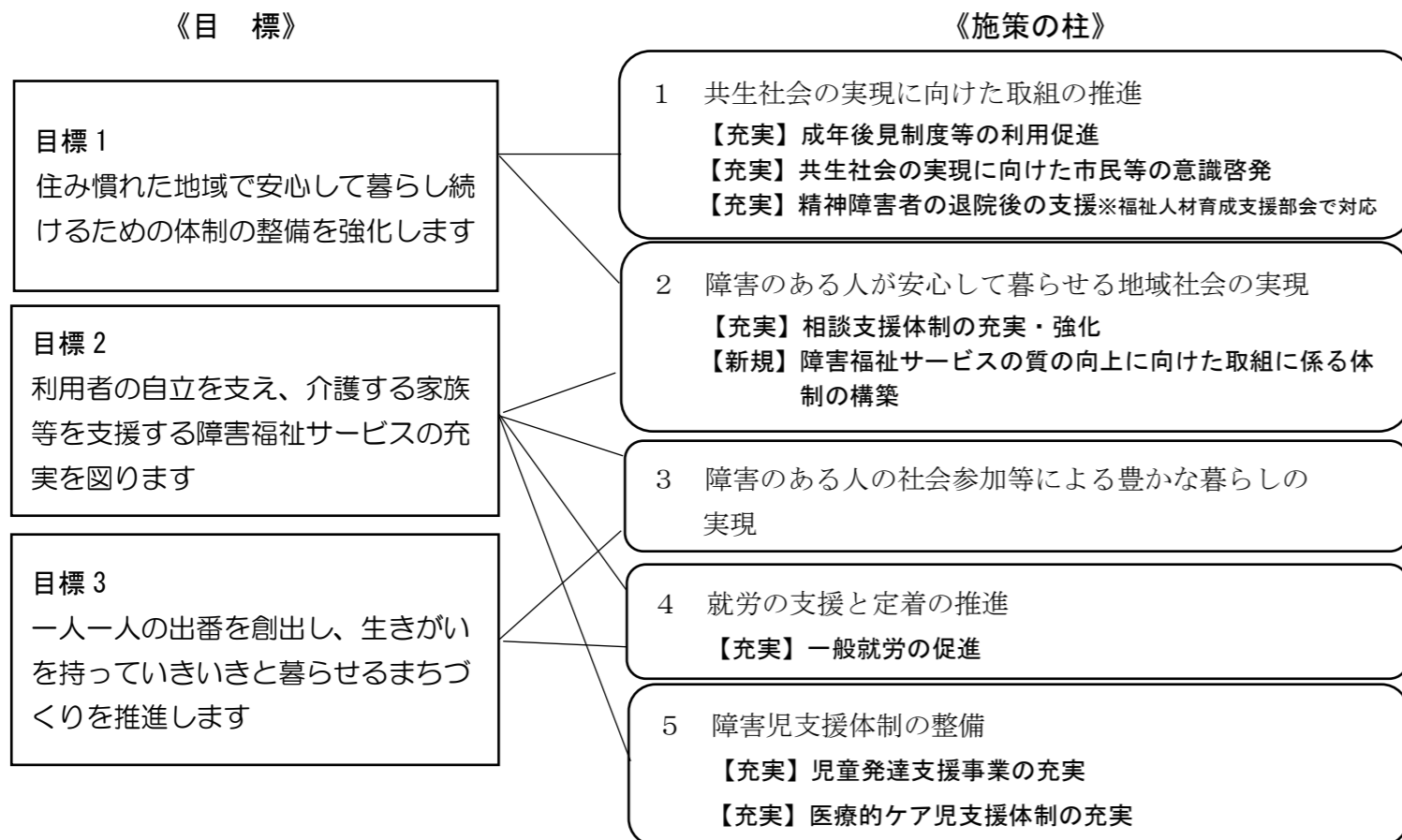
- 障害福祉に関する重要事項の調査・審議 (計画3ページ)
- ・地域における障害者及びその家族の現状及びニーズの把握 (要綱2条(1))
  - ・障害者等に係る相談支援における困難事例の共有及び対応策の検討 (要綱2条(2))
  - ・障害者等に係る地域課題の抽出及び対応策の検討 (要綱2条(3))
  - ・相談支援を行う事業者の中立性及び公平性の確保 (要綱2条(4))
  - ・上越市障害者福祉計画の評価及び見直し (要綱2条(5))

■自立支援協議会の進め方

- 計画実績の把握、PDCA サイクルに基づく計画関連事業の確認・検証を通じ、課題へ対応する
  - ・協議会内に専門部会を設け、重点取組項目を検討。検討結果を協議会内で協議
  - ・協議結果を事業の見直し等に反映させていく
  - ・関係事業一覧の実績等の確認、検証

■専門部会について

- 「第6期障害福祉計画」・「第2期障害児福祉計画」に記載した重点取組項目の中で【新規】、【充実】とした項目に対応する専門部会を設置する



○設置根拠

上越市自立支援協議会設置要綱 第7条

○専門部会員

- ・各部会に係る協議会委員 2~3 人、その他関係機関の職員等により構成する
- ・各部会の協議会委員が部会長に就任し、検討に必要な関係機関の職員等を決定し、自立支援協議会会長の許可を得て、部会員とする
- ・必要に応じて、各部会にワーキングチームを置くことができる

○部会

(1) 福祉人材育成支援部会 (施策の柱 2 に対応)

- 所掌事項
- ・市内福祉関係法人等が連携して実施する研修や多職種連携による支援体制の強化に向けた取組を検討する
  - ・医療と福祉の合同研修、職責別研修、事業所種別ごとの研修、インターンシップの受皿づくりなどについて、各法人の協働による実施に向けて検討する
  - ・人材確保の取組として、学校関係への働きかけや「福祉事業所合同説明会」「ふくしのひろば」などのイベント等を通して障害福祉分野の魅力発信につなげる
- 部会委員 (案) : 田原委員、平原委員、中屋委員

(2) 就労支援部会 (施策の柱 4 に対応)

- 所掌事項
- ・市やハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係者が連携して行う就労先拡大に向けた PR 活動等の取組を検討する
  - ・就労意欲のある在宅障害者等への魅力発信、障害者個々の得意分野を伸ばす取組などについて検討する
- 部会委員 (案) : 江部委員、江口委員、矢島委員

(3) 重心・医療ケア部会 (施策の柱 5 に対応)

- 所掌事項
- ・医療的ケア児等への地域における支援体制の構築等を検討する
  - ・関係者同士の意見交換等により、医療的ケア児等支援における共通課題を抽出し、課題解決に向けた具体的な取組につなげる
- 部会委員 (案) : 石田委員、大久保委員、新保委員

※共生社会の実現に向けた取組については、部会を設置せずに次により取り組む

- 成年後見制度等の利用促進(すこやかに暮らし包括支援センター)
  - ・関係機関による(仮称)連絡連携会議を設置し、成年後見制度等の利用促進について検討
- 共生社会の実現に向けた市民等の意識啓発
  - ・令和3年4月1日から施行した「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」
  - ・障害者差別解消支援地域協議会における協議の継続